

行政処分の公表

当社は、近畿運輸局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、法令の順守及び輸送の安全確保を徹底し、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象事業者 近江タクシー株式会社
2. 処分内容 輸送施設の使用停止及び付帯命令
3. 違反条項 点呼の記録義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
4. 当該処分に基づき講ずる措置
運行管理者及び補助者に対し、適切な運行を確保するため、
誠実に職務を遂行するよう適切な指導、監督に努めます。
5. 処分を受けた日 令和元年5月29日

以上